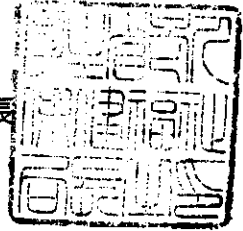


老 発 第 6 5 7 号

平成12年9月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長



高齢者能力開発センター運営事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「高齢者能力開発センター運営事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

(別紙)

高齢者能力開発情報センター運営事業実施要綱

1 目的

高齢者能力開発情報センターは、高齢者の能力の開発や向上を図るため、各種の相談に応じるとともに、その能力等に応じた就労の機会の確保及び高齢者が積極的に社会に参加するための各種の福祉情報等を提供し、もって高齢者の生活の安定と生きがいを高めることに資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、原則として社会福祉法人とする。

3 対象者

- (1) 4-(1)の事業の対象者は、おおむね65歳以上の者とする。なお、65歳未満の者であってもその者の労働能力等から見て、労働市場になじみにくいと認められる者について対象として差し支えない。
- (2) 4-(2)の事業の対象者は、おおむね60歳以上の者とする。
- (3) 事業の利用者は、国籍、身上、性別、社会的身分等を理由として差別的取り扱いを受けるものではない。

4 事業内容

高齢者能力開発情報センターにおける事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 就労斡旋事業

- ア 求人開拓及び啓蒙普及
- イ 仕事の指導、紹介及び就労後の指導
- ウ 高齢者の適職の研究

(2) 福祉情報等サービス事業

ア 社会参加促進サービス

- (ア) 老人クラブ、ボランティア活動及び老人福祉センター等福祉関係機関との有機的連携
- (イ) 老人大学及び老人クラブ大会等各種催物に関する情報の収集と提供及びその協力
- (ウ) 社会奉仕活動等社会参加に関する相談及び機会の提供

イ 福祉情報サービス

(ア) 管内市町村のねたきり老人等福祉施策の情報の収集と提供

(イ) ねたきり老人等の介護者に対する各種相談及び福祉機器情報の提供
ウ その他上記の目的を達成するために必要な事業

5 利用料

事業の利用料は、無料とする。

6 設 備

(1) 事業の実施に当たっては、専用の事業所を設置し、その事業所の規模は、おおむね50平方メートル以上とする。

(2) 就労斡旋事業の実施に当たっては、次の設備等を備えなければならない。

ア 事業所名は「高齢者無料職業紹介所」の文字を入れ、相談室を置かなければならない。

イ 相談室は、利用者の秘密を保持することができるものでなければならない。

ウ 業務に使用し得る面積は、おおむね20平方メートル以上とする。

7 職 員

(1) 高齢者能力開発情報センターには、事業運営に必要な職員2名以上を置かなければならない。ただし、そのうち1名は常勤職員とする。

(2) 職員は、この事業について熱意を有し、かつ、社会福祉事業又は職業紹介事業に関して相当の知識と経験とを有する者でなければならない。

8 経 理

この事業に関する経理とその他の事業に関する経理とを区分するとともに、これを明らかにした簿冊を備えておかなければならない。

9 職業安定法との関係

(1) 4-(1)のア及びイの実施に当たっては、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条に基づく許可を受けなければならない。

(2) (1)の事業の実施に当たっては、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「所轄職業安定所」という。)と常時密接な連絡を保たなければならない。

(3) 4-(1)のアの実施に当たっては、所轄職業安定所の指導を受けること。

(4) 4-(1)のイの実施に当たっては、簡易な仕事等高齢者に適した仕事を

主とすること。

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉センター及び老人クラブ等と密接に連絡をとり、事業の効率的な運営を図るものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、その内容を明らかにすることのできる表示及び運営に関する規程を利用者の閲覧に便利な場所に掲示するものとする。